

千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会

教育長 堀米 孝尚

まん延防止等重点措置の期間延長に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和4年1月20日付3千子指導収第1853号「まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について」及び令和4年2月14日付3千子指導収第2018号「まん延防止等重点措置の期間延長に伴う対応について」により、新型コロナウイルス感染症対策を依頼しております。

このことについて、東京都は、都内全域を対象区域とするまん延防止等重点措置の期間を3月21日まで延長することになりました。千代田区では区立学校・園の対応について、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続していくこととします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続をお願いします。また、幼児・児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、学校外における感染症対策の一層の徹底についても、保護者の皆様に周知いただくようお願いします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いします。

記

1 学校・園運営の基本方針

○感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。

○対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、感染状況に応じて、適宜、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分をすることや、オンラインを活用した分散登校、短縮授業などの対応を行うことができるものとする。

2 基本的な感染症対策の実施について

(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導

①健康観察の実施

○幼児・児童・生徒等の健康観察（体温測定、症状の有無の確認）を徹底するとともに、同居する家族等にも健康観察を依頼する。

○本人及び同居の家族に発熱等がある場合には登校しないよう指導する。その場合は、出席停止として扱うことができる。

○咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害等などの体調不良等の症状が見られる場合は、登校せず直ちに受診するよう指導する。

○家庭における感染拡大防止について保護者に理解と協力を求める。

②マスクの正しい着用の徹底

○マスクの着用を徹底するとともに、マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨する（鼻と口を隙間なく覆う）。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。

○指導に当たっては、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

③教室における密集の回避

○身体的距離を確保するため、幼児・児童・生徒同士の間隔を可能な限り確保する。また、施設の状況や感染の状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど適切に対応すること。

④換気、消毒等の徹底

○密閉を回避するため、教室に限らず、体育館等についても、気候上可能な限り常時換気に努めるなど、換気を徹底する。

○換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させる。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用する。

○教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）をする。

○正しい手洗いの方法、手指消毒についての指導を徹底する。

⑤感染予防に関する指導

○授業終了後は寄り道をせず、速やかに帰宅するよう指導する。

○新型コロナウイルス感染症の正しい理解とともに、令和3年5月21日付「学校生活のコロナ対策（動画・リーフレット）の活用について」に基づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症対策の一層の徹底に向けた指導を行う。

○感染症対策の必要性と具体的な取組を教員、児童・生徒等、保護者間で共有する。また、新入生や転入生及びその保護者に対しても周知する。

（２）家庭における感染症対策の依頼

○３密の回避、正しい手洗い、手指消毒、マスクの着用（不織布を推奨。鼻と口を隙間なく覆う）を徹底する。

○毎朝の検温、健康観察をする。（家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理せず休養する ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）

○十分な換気を行う。

○手が触れる場所などの消毒をする。

○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的

な感染症対策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止措置区域への不要不急の移動は、極力控える。

(3) 教職員等の健康管理の徹底

①基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、手指消毒を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。(咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害等などの体調不良等の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は出勤せず、直ちに受診する)
- 出勤時の健康チェックを行う。(検温結果等を記録する。)
- 委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。

②正しいマスクの着用

- 会話や会議、電話の際にも必ずマスクを着用する。
- マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨し、正しくマスクを着用する(鼻と口を隙間なく覆う)。
- 正しいマスクの着用方法については、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

③昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

④勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、マスクの着用(不織布を推奨)を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。(同居者等の家族にも協力を再度要請)
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。
- 外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止措置区域への不要不急の移動は、極力控える。

3 教育活動に関すること

- 一人一台の学習用端末を活用した教育活動の推進を図ること。

(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

(2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。ま

た、各学校においては学級閉鎖や臨時休業等の対応をすることになった際を想定して、「Teams」を活用したオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について

○飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。また、ICT端末等を活用して話し合い活動等を実施するなど、感染リスクの更なる低減を図る。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭、技術・家庭における調理実習
- ・体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

○園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動を極力避けられるよう、発達段階に応じた活動時間の設定を工夫する。

○特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の指導内容によっては、近距離での会話や発声、食事介助等の際にマスク着用等の対応が取れない場合はアクリル板やフェイスシールドの活用を、教師と児童・生徒との接触が必要な場合は、指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。

○外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。

(4) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底

○放課後は寄り道をせず、速やかに帰宅する。

○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止措置区域への不要不急の移動は、極力控える。

(5) 児童・生徒等への個別の配慮

○特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。

○感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。

○令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

(6) 学校行事等について

○児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、感染状況を踏まえ、実施時期について慎重

に検討するとともに、実施の方法・内容等について工夫する。

- 都内における校外での活動については感染症防止対策を十分に取った上で、実施できるものとする。公共交通機関を利用する際は、混雑の時間帯を避けて行うようにする。
- 都外における校外での活動については、貸し切りバスの利用を原則とし、感染症防止対策を十分に取った上で、実施できるものとする。
- 実施にあたっては十分に保護者の理解を得て行うこと。
- 修学旅行等の宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、延期又は中止も含めて検討する。ただし、宿泊を伴わない代替活動は可とする。

(7) 部活動について

- 同一部内で感染者が同時期に複数発生する等、部活動での感染拡大を疑う場合は、活動を一旦休止し、状況を確認して対応を検討する。
- 感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- 都内及び都外における大会、演奏会への参加や、対外試合・合同練習等は実施しない。ただし、全国大会や関東大会、当該大会につながる都大会への出場は可とし、大会等参加に伴う都内での練習試合等は可とする。
- 吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等については、校長の責任の下、感染リスクを検討の上、実施の可否を判断する。
- 大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。
- 大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
- 保護者に対して、活動先等での感染症対策や生徒に発熱や風邪等の症状がみられた場合の対応等（特に保護者への引き渡し等）に関する十分な説明を行う。
- 更衣室や部室、屋内の活動場所は、必ず定期的に換気を行い、生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- 部活動の実施にあたっては、以下の感染症対策を徹底する。
 - ・感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施する。接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
 - ・部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、生徒に自らの体調管理を確実に実施するよう指導する。
 - ・体育館の換気は、ドア・窓を2方向に定期的に開放する。複数の部活動が体育館を時間差で使用する場合には、入れ替わり時に、特に十分に換気を行う。
 - ・プレー中以外はマスクを正しく着用する、マスクを外す場面で円陣を組む等の発声はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
 - ・部活動の前後における手洗いを必ず行う。手洗いができない場合は、アルコールによる手指消毒

を行う。

- ・部活動実施前後の更衣時には、必ずマスクを着用し、密集を避けるとともに、会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。
- ・顧問、外部指導者においても、マスクを必ず着用して（不織布マスクを推奨）指導する等、感染症対策を徹底する。
- ・大会等の参加に伴い、やむを得ず食事をとる場面では、換気、生徒同士の席の間隔の確保、黙食を徹底する。

4 学校運営の継続計画の作成について

- オミクロン株の強い感染力を踏まえ、教職員の感染者や濃厚接触者が増えた場合にも、学校機能を維持しながら学びの保障を継続するため、学校の規模等に応じて体制を整備する。
- 出勤できない教職員の割合に応じた業務の精選と役割分担・応援体制をあらかじめ整備する。
- 授業（登校形態、オンラインの活用など）、学校行事、課外活動、給食等について、具体的に計画を立てる。

○学務課学校運営係

TEL 03-5211-4357

○指導課指導主事

TEL 03-5211-4286

○指導課管理係

TEL 03-5211-4285

○子ども支援課

TEL 03-5211-4229